

高齢者の総合相談窓口が身近に

～相談窓口に専任職員を配置しました～

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターと連携して、高齢者の皆さんが、自立して自分らしい生活ができるように支援をしています。今年度、身近な場所で相談できるようにするため、地域割りを見直しました。健康や介護についての心配事など、お気軽にご相談ください。

■地域包括支援センター

センターでは、社会福祉士やケアマネジャー、保健師などが中心となって、互いに連携をとりながら「チーム」として高齢者を支えます。介護や健康のこと、権利を守ること、暮らしやすい地域づくりに取り組みさまざまな相談ごとに対応します。

■在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、「地域の身近な相談窓口」です。市は、相談への対応や、家庭訪問などの業務を同センターに委託しています。市内 11 カ所のセンターには、社会福祉士やケアマネジャー、看護師などの専任職員を配置しています。

在宅介護支援センターで受けられる主なサービスは次のとおりです。

○高齢者福祉や介護保険サービスの情報提供・相談



水沢地域包括支援センターでの相談の様子

- 地域へ出向いての介護予防の情報提供・活動支援
- 実態把握を行い、必要なサービスにつなげる活動
- 民生委員、老人クラブ、地域自治組織との連携
- 介護する家族への相談支援

■問い合わせ 各地域包括支援センター

■地域包括支援センター

区	名 称	住 所	電話番号
水沢	水沢地域包括支援センター（メイプル内）	水沢区横町	☎⑤ 5465
江刺	江刺地域包括支援センター（江刺総合支所福祉課内）	江刺区大通り	☎⑤ 2111
前沢	前沢地域包括支援センター（前沢総合支所健康福祉課内）	前沢区字立石	☎④ 3501
胆沢	胆沢地域包括支援センター（胆沢総合支所健康福祉課内）	胆沢区南都田字大持	☎④ 2977
衣川	衣川地域包括支援センター（衣川総合支所健康福祉課内）	衣川区古戸	☎⑤ 3800

■在宅介護支援センター

区	担当地域	名 称	住 所	電話番号
水沢	真城・姉体・黒石	福寿荘在宅介護支援センター	水沢区上姉体二丁目	☎⑧ 1244
	水沢南	寿水荘在宅介護支援センター	水沢区字見分森	☎③ 6088
	水沢、常盤の一部	市社会福祉協議会在宅介護支援センター	水沢区南町	☎⑤ 6025
	常盤の一部、羽田	美楽会在宅介護支援センター	水沢区羽田町駅前二丁目	☎⑤ 2626
	水沢の一部、佐倉河	在宅介護支援センター水沢ホーリ	水沢区佐倉河字東高山	☎⑤ 8155
江刺	岩谷堂、愛宕	聖愛園在宅介護支援センター	江刺区愛宕字八日市	☎⑤ 6733
	田原、藤里、伊手、稲瀬	桜つつみ在宅介護支援センター	江刺区岩谷堂字下惣田	☎⑤ 8303
	米里、玉里、梁川、広瀬	あつぷるホーム在宅介護支援センター	江刺区玉里字青篠	☎⑧ 6337
前沢	全域	まえさわ苑在宅介護支援センター	前沢区字塔ヶ崎	☎⑥ 7304
胆沢	全域	やまゆり荘在宅介護支援センター	胆沢区南都田字加賀谷地	☎④ 5111
衣川	全域	羽衣荘在宅介護支援センター	衣川区古戸	☎⑤ 3571

パークヒル向山の 宅地 7 区画を分譲します



パークヒル向山は、江刺区の中心市街地に近く買い物や通学、通勤に便利な立地になっています。

金利負担軽減補助金の対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

◇受付期限 平成 24 年 3 月 30 日迄

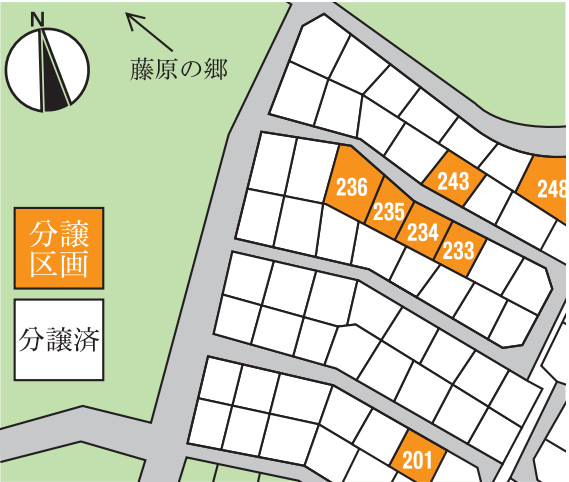
◇受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝を除く）

◇申し込み資格 市税などの滞納がないことなど

◇申し込み方法 申込用紙などの書類のほか、住民抄本、印鑑登録証明書、身分証明書を提出して申し込む
※共有で申し込む場合は、共有者全員分が必要

◇その他 先着順（同時に申し込んだ場合などは抽選で決定）

◇問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 542）



■販売区画一覧

	所在地	地積（㎡）	売却価格
201	江刺区岩谷堂字向山 3 番 201	295.93	319 万円
233	江刺区岩谷堂字向山 3 番 233	305.56	318 万円
234	江刺区岩谷堂字向山 3 番 234	305.82	319 万円
235	江刺区岩谷堂字向山 3 番 235	298.77	312 万円
236	江刺区岩谷堂字向山 3 番 236	321.86	333 万円
243	江刺区岩谷堂字向山 3 番 243	329.58	347 万円
248	江刺区岩谷堂字向山 3 番 248	366.50	366 万円

市有地等分譲補助金を交付します

市有地と土地開発公社の所有する宅地（パークヒル向山は除く）を購入された人に、市有地等分譲促進補助金を交付します。

◇申し込み資格 次の全ての要件を満たす人① 23 年 4 月 1 日以降に市有地または市土地開発公社が分譲する宅地の譲渡契約を締結。24 年 12 月 31 日までに登記を完了して居住していること②市税などの滞納がない

◇住宅の要件 ①専用住宅または併用住宅（併用の場

合は居住部分が 2 分の 1 を超える）②居住部分の面積が 55 平方メートルを超える③玄関、台所、便所を有する

◇補助金額 50 万円 ※予算額に達した時点で終了

◇申し込み方法 登記完了から 3 カ月以内に、本庁建築住宅課の窓口へ、申込用紙と住民票抄本などを提出して申し込む

※共有で申し込む場合は、共有者全員分が必要

◇問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 542）

住宅のリフォームに助成します

市内の施工業者に依頼して、住宅リフォームを行う場合に工事費の一部を商品券で助成します。

◇申し込み資格 次の全ての要件を満たす人①市税などの滞納がない②国や県、市で行った同様の助成を受けていない

◇住宅の要件 ①申請者が所有し、自ら居住している②建築後 10 年以上経過している※被災住宅を除く

◇助成金額 税抜き 30 万円以上の工事の 10% 以内、上限 10 万円 ※予算額に達した時点で終了

◇受付期間 5 月 2 日（土）～（土・日・祝を除く）

◇受付時間 午前 9 時～午後 5 時

◇その他 工事契約締結前に申請が必要

◇問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 543）、各総合支所地域整備課